

共済見舞金額

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡	1,000,000円
2等級	360日以上の治療を要する傷害	230,000
3等級	300日以上360日未満の治療を要する傷害	180,000
4等級	240日以上300日未満の治療を要する傷害	140,000
5等級	180日以上240日未満の治療を要する傷害	105,000
6等級	130日以上180日未満の治療を要する傷害	80,000
7等級	90日以上130日未満の治療を要する傷害	65,000
8等級	75日以上90日未満の治療を要する傷害	50,000
9等級	60日以上75日未満の治療を要する傷害	40,000
10等級	45日以上60日未満の治療を要する傷害	32,000
11等級	30日以上45日未満の治療を要する傷害	23,000
12等級	21日以上30日未満の治療を要する傷害	16,000
13等級	14日以上21日未満の治療を要する傷害	13,000
14等級	7日以上14日未満の治療を要する傷害	10,000
15等級	7日未満の治療を要する傷害	7,000

交通災害共済加入状況および 見舞金支給状況

年度	加入率(%)	見舞金	
		件数	支給金額(円)
58	66.3	16	2,944,000
59	65.7	22	878,000
60	81.0	8	1,436,000

(昭和61年1月末日現在)

※ 加入率は、毎年度1月末日現在による。

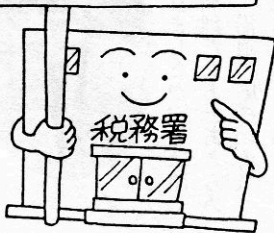
家族そろって
交通災害共済に加入しましょう

〈加入資格〉
日置町に住民登録、または外国人登録をされている人。
〈共済掛金〉
年 ひとり 五〇〇円
ただし、中学生以下の子ども
(昭和四十六年四月二日以降に生まれた人、同日以前に生まれ

たでも昭和六十一年四月一日現在中学生である人は含む)、七十歳以上の老人(大正五年四月一日以前に生まれた人)は年三〇〇円。
〈共済期間〉
四月一日から翌年三月三十一日(年度末)まで。

途中加入の場合は、加入の翌日から年度末までとなります。
〈加入申し込み〉
部落長さんに取りまとめをお願いいたしますので、交通災害共済加入申込書兼会員台帳(三枚複写)に記入のうえ、掛金を添えてお申し込みください。
なお、会員台帳が配布されない人は、パンフレットの加入申込書でお申し込み下さい。

申告と納税は**3月15日**まで



固定資産課税台帳の縦覧について

昭和61年度固定資産税に係る固定資産課税台帳の縦覧期間は、次のとおりです。

〈期間〉

昭和61年3月1日から3月20日まで

〈場所〉

役場税務課

ただ今春の火災予防運動実施中

(2月28日～3月13日)

空気が乾燥し火災の発生しやすい季節を迎えました。火災予防思想の普及を図り悲惨な焼死事故や貴重な財産の焼失を防ぎましょう。



重点目標

1. 身体不自由者等を中心とした死傷者防止対策の徹底。
2. 家庭及び地域における防火対策の推進。
3. 旅館、ホテル、病院などの防火安全の確保。
4. 消火器などの普及の推進。
5. 異常乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進。

怖いのは「消したつもり」と「消えたはず」

長門地区消防本部・消防署 TEL 長門2-3111
西部出張所 TEL 油谷2-1230